

(参考) 改正後全文

社援発 0328 第 5 号
平成 30 年 3 月 28 日
第 1 次 改 正
社援発 0328 第 26 号
平成 31 年 3 月 28 日
第 2 次 改 正
社援発 0323 第 18 号
令和 4 年 3 月 23 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施について

標記については、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少など、社会環境等の変化による国民の福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、小規模な社会福祉法人等が、自らの創意工夫に基づき、地域貢献事業を積極的に展開していくことを通じて、こうしたニーズに対応した地域の福祉サービスの一層の充実が図られるよう、複数法人が参画するネットワークを構築し、当該ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進するため、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」を実施することとし、別紙のとおり、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施要綱」を定め、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施要綱

1. 事業目的

現在の我が国においては、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少など、社会環境等の変化によって、国民の福祉ニーズは多様化・複雑化してきており、さらに今後の高齢化等の一層の進行を考慮すれば、既存の社会保障・社会福祉制度による対応のみならず、地域の中での課題解決力を高めていくことが求められている。

こうした中、社会福祉法人を始めとする地域の様々な関係機関が、地域の中で顕在化している福祉ニーズを積極的に把握するとともに、これらの機関が連携し、それぞれの強みを活かしつつ、役割分担を図りながら、こうしたニーズへ積極的に対応していくことが求められている。

しかしながら、小規模な法人においては、経営基盤や職員体制の脆弱性などから、地域貢献のための取組を実施する意欲があっても、単独ではこうした取組を実施することが困難な状況にある。特に、社会福祉法人については、平成 28 年に社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）が改正され、法人の規模にかかわらず、「地域における公益的な取組」の実施が責務化されている。

こうした状況を踏まえ、本事業は、小規模な法人を含め、地域の様々な福祉サービス提供機関が連携し、地域貢献のための取組が促進されるよう、その環境整備を図ることを通じて、地域における福祉サービスの充実とともに、重層的な支援体制の構築を図るものである。

また、社会福祉法人の連携方策の中間的な選択肢として、令和 4 年 4 月から施行される「社会福祉連携推進法人制度」の活用を促進する。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は市（特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）及び都道府県等が認めた団体とする。

なお、都道府県等が実施する場合は、本事業を適切かつ効果的に実施できる者として都道府県等が認めるものに、事業の全部又は一部を委託することも差し支えない。

また、都道府県等が適当と認めた団体が実施主体となる場合にあっては、当該都道府県等を通じた間接補助により補助金を交付する。

3. 事業内容

(1) 社会福祉連携推進法人の設立支援事業

社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）の設立に当たって、連携推進法人の設立準備会や参加予定の法人の合同研修会の開催、社会福祉連携推進業務の実施に向けたリサーチ等を行う。

なお、本事業の実施主体が連携推進法人の認定所轄庁となる自治体と異なる場合には、必要な情報又は資料の提供その他必要な協力を求める等、十分な連携を図って事業を実施する必要があること。

(2) 法人間連携プラットフォームの設置運営事業

本事業においては、地域の実情に応じて、以下に掲げるような取組を行うものとする。

ただし、アに掲げる取組は必ず行わなければならないものとする。

ア 法人間連携プラットフォームの設置

実施主体に、複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置し、プラットフォームに参画する法人（以下「参画法人」という。）の間で、地域課題に関する討議を行うとともに、以下のイからオに掲げる取組内容の企画、当該取組に係る実施方法の検討、取組状況の検証等を行うものとする。

プラットフォームの対象地域については、必ずしも都道府県等の全域を対象としなければならないものではなく、実施主体において定める地域を対象とすることも差し支えない。

また、ここでいう小規模法人とは、1の法人において1の施設又は事業所のみを運営しているような法人を指すものであり、プラットフォームには、可能な限りこうした法人を参画させなければならないものとするが、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、これに該当しない法人を参画させることも差し支えない。

このほか、参画法人については、概ね10法人程度以上とすることを基本とするとともに、社会福祉法人に限らず、営利法人や公益法人などの法人の種別や法人格の有無は問わないものであるほか、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、介護福祉士養成施設等の人材養成機関や保健医療機関など、福祉サービス事業者以外の者を参画させることも差し支えない。

なお、連携・協働の実践を積んだプラットフォームにおいて、(1)の事業を活用することも可能であるが、連携推進法人設立後は、当該連携推進法人は会費等により運営されることとなることから、(2)の事業の対象とはならないものとする。

イ 複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ

参画法人が保有する資産及び人員・設備を活用しつつ、それぞれの法人の強みを活かしながら、アにおいて共有された地域課題の解決を図るため、次に掲げるような地域貢献のための取組を立ち上げ、試行する。

(ア) 様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置

(イ) 現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等その孤立死防止のための事業

(ウ) 公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等の軽度日常生活支援

(エ) 高齢者や障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり

(オ) 緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所や食料の提供、資金の貸付け

(カ) 貧困家庭の子どもに対する奨学金の貸与と、自立に向けた継続的な相談支援

(キ) 仕事と介護や子育ての両立に向けた支援

(ク) 地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり

(ケ) 中山間地域等における移動困難者に対する移送支援

(コ) 高齢者や障害者等に対する権利擁護支援

(サ) 災害時要援護者に対する支援体制の構築 等

ウ 福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進

イの事業の実施等により、既存職員に過重な負担が生じることのないようにするとともに、小規模法人等における経営労務管理体制の底上げを図る観点から、次に掲げるような福祉・介護人材の確保・定着のための取組を推進する。

(ア) 職員のスキルアップ等のための合同研修の実施

(イ) 人事交流の推進

(ウ) 新規人材を確保するための広報、合同面接会の開催

(エ) 適正な経営労務管理体制の構築のための専門家からの助言

(オ) 食事提供の一体実施などサービス提供・事務処理体制の効率化のための取組

(カ) 共通の人事考課、賃金テーブルの作成に関する専門家からの助言

(キ) 合同福利厚生事業の実施 等

エ 参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進

参画法人の経営労務管理体制の効率化を図る観点から、報酬請求や職員採用、資材の購入等の事務を共同で処理するための別法人（連携推進法人を除く。）を立ち上げ、当該法人に参画法人がこれらの事務を委託するなどを通じて、事務処理部門の集約・共同化のための取組を推進する。

オ その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組

4. 国庫補助基準額等

(1) 社会福祉連携推進法人の設立支援事業

国庫補助基準額は、1の連携推進法人につき1回に限り、1,000千円以内とする。

(2) 法人間連携プラットフォームの設置運営事業

国庫補助基準額は、1のプラットフォーム当たり4,000千円以内を基本とするとともに、次表に掲げる実施主体区分ごとに、それぞれ掲げる箇所数（間接補助により行う場合を含む。）を基本とすること。

また、エに掲げる事業に取り組む場合には、その立ち上げに際して、1のプラットフォームにつき1回に限り、3,200千円以内を加算できるものであること。

なお、補助対象経費については、交付要綱に定めるところによるものとするが、補助対象となる事業内容については、アからウまでにあつては、プラットフォームの運営に係る会議の開催経費や地域課題の把握のための調査経費、協働事業の実施に必要な資材の購入費、専門家からの助言に係る謝金、合同研修会や合同面接会の開催経費等が、エにあつては、事務処理部門の集約・共同化に必要な事務室の確保に係る経費や事務機器の導入に必要な経費等が想定されるものであること。

実施主体区分	プラットフォームの箇所数
都道府県	5箇所程度
指定都市	3箇所程度
中核市	2箇所程度
一般市（特別区を含む。）	1箇所程度